別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二　最高速度の計測に係る試験	二十八万千円
三　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
四　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項及び第三項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条の二第一項から第三項まで、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第一項、第二十三条、第二十六条第二項及び第三十条第二項、第三十一条の二、第三十一条の二第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十三条の二、第四十三条の四第二項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	二十八万千円
六　保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
七　保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	二十八万千円
八　保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	二十八万千円
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十一　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十二　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
十三　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
十四　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
十五　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
十六　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
十七　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十五号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十八　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十九　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
二十　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
二十一　保安基準第十条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十二　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
二十三　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
二十五　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十六　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十七　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
三十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円